

第4期（2018年）DSSP, DSD, CDSIS 取得者 認定資格更新手続きのご案内について

2018年に取得されました有資格者の認定期間は、
2024年（本年）12月31日までとなります。

■更新手続き期間：2024年10月1日（火）～11月22日（金）まで〔必着〕

■更新方法：

①認定制度規則「第3章及び第4章（<https://jasds.jp/2799/2814/2811/>）」を熟読下さい。

※1. 過去6年間の業績（業績期間：2017年9月～2023年8月まで）といたします。

※2. DSSPの更新については、「第4章 第十条の6」のとおり、過去6年間の学術活動歴が**必要単位（30単位）**を満たしていれば、事例報告は不要です。

②書類の提出、メール送信について

【DSSPの場合】医薬品安全性専門薬剤師（DSSP）申請更新者への案内

（<https://jasds.jp/2799/2809/>）と同様に書式1～3を事務局へメール送信し、

さらに、書式1～3のコピー、参加証のコピーや論文の別冊（コピー可）、更新料（1万円）の振り込みの振替払込受領書（コピー可）などを事務局へ送付して下さい。なお、書式1は【更新用】に記入して下さい。 ※書式4は不要です。

【DSDの場合】医薬品安全性指導者（DSD）申請更新者への案内

（<https://jasds.jp/2799/2814/>）と同様に事務局へメール送信し、

さらに、書式1～2のコピー、参加証のコピーや論文の別冊（コピー可）、更新料（1万円）の振り込みの振替払込受領書（コピー可）などを事務局へ送付して下さい。なお、書式1は【更新用】に記入して下さい。 ※書式3は不要です。

【CDSISの場合】医薬品安全性指導者（DSD）申請更新者への案内

（<https://jasds.jp/2799/2817/>）と同様に書式1～2を事務局へメール送信し、

さらに、書式1～3のコピー、参加証のコピーや論文の別冊（コピー可）、更新料（1万円）の振り込みの振替払込受領書（コピー可）などを事務局へ送付して下さい。なお、書式1は【更新用】に記入して下さい。 ※書式4は不要です。

◎注意事項：DSSPとDSDを両方取得更新される場合は、学術活動歴の単位の重複は認められません。
また、更新料金も別途となります。

～更新申請書送付先～

《郵便先》〒116-0011 東京都荒川区西尾久7-12-16

株式会社ソウブン・ドットコム 一般社団法人 日本医薬品安全性学会事務局

《メール送信先》jasds@soubun.org